

人事マネジメント実務法研究会

最新の労働判例分析、雇用トラブルの解決調整手法、理想の人事マネジメントの構築など、雇用と組織人事のトピックについて、労働法に関心のある弁護士と労働法担当の法科大学院教員と一緒に考え、アイデアを交換する研究会です。

その名は「人事マネジメント実務法研究会」。実態は「労働判例＋労働法＋α」勉強会です。

2011年秋から年間3-4回程度、1回2時間弱の研究会です。主催は鹿児島大学法科大学院と鹿児島県弁護士会の会員有志です。（雇用構築学研究所という名の紺屋の私設研究所兼ゼミナールがバックアップします。）実務に直結する旬の専門情報を交換し、役立てるのが狙いです。

第1回 人事マネジメント実務法研究会

2011年9月14日(水) 18:30-20:00

鹿児島県弁護士会館（鹿児島市易居町2番3号）2F 203会議室
テーマ「最新『解雇』判例の分析」～顧客による低評価を理由とする解雇～
類設計室事件・大阪地判平22. 10. 29労判1021号21頁

第1回の研究会は、雇用トラブルの中で最も多く、かつ処理が難しい「解雇」に関する最新労働判例として、類設計室事件を取り上げました。

事件の概要報告と分析は石橋はるか氏（雇用構築学研究所研究員、陸奥新報社記者）が担当し、その後参加者25名での共同検討を進めました。

◇◇◇

解雇の客観的かつ合理的な理由の準備、解雇回避努力に関する企業内マネジメントルール、あるいは組織内における労働者の教育研修再訓練の在り方等について、活発な議論を基にした実務的知見を得ることができました。



第2回人事マネジメント実務法研究会は、2012年1月中旬に開催する予定です。変形労働時間制、メンタルヘルス対策、あるいは成果主義的処遇と賃金ダウンといった雇用トラブルを、最新裁判例の検討を手掛かりにして共同検討し、法情報と実務知見を共有します。

詳しくは2011年11月中旬にご案内します。ご期待下さい。

人事マネジメント実務法研究会

主催： 鹿児島大学法科大学院 司法政策研究センター 鹿児島県弁護士会会員有志

後援： 雇用構築学研究所／雇用構築学ゼミナール（鹿児島大学大学院司法政策研究科）

参加料： 無料

参加申込： 電子メールか電話でお申し込み下さい。

申込先： 鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター（担当 久木野）

電話 099-285-7569 電子メール ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

研究会内容に関するお問い合わせは、法科大学院教員（労働法担当）紺屋博昭（こんやひろあき）までどうぞ。

電話 099-285-7621 電子メール konya@leh.kagoshima-u.ac.jp です。